

## 郡山市元気な遊びのひろばの団体利用に関する要領

平成24年 9月 1日制定  
平成25年 4月30日一部改正  
平成25年 8月 1日一部改正  
平成26年 4月 1日一部改正  
〔こども部こども支援課〕

### (趣旨)

- 1 この要領は、郡山市元気な遊びのひろば（以下「ひろば」という。）を団体で利用（以下「団体利用」という。）することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (利用団体)

- 2 ひろばを利用できる団体は、3歳以上の児童又は生徒（第8条第1号において「子ども」という。）で構成される次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 公立保育所、民間認可保育所及び認可外保育施設

(2) 幼稚園及び小学校

### (利用可能日)

- 3 ひろばを団体利用できる日は、郡山市元気な遊びのひろば条例施行規則で定める休館日を除く日とする。ただし、当該日が、休日及び祝日、又は幼稚園及び小学校の夏休み、冬休み等休暇期間に含まれる場合を除く。

### (利用可能人数)

- 4 ひろばを団体利用に供する場合の当該団体における受付が可能な人数は、**200名以内**とする。

### (団体利用の申出)

- 5 ひろばの遊戯室の利用を希望する団体は、あらかじめ市長に申出をしなければならない。

### (利用の承諾)

- 6 市長は、前条の申出があったときは、当該申出の内容を審査し、その結果について、申出者に対し、通知するものとする。

### (利用の調整)

- 7 市長は、ひろばにおける団体利用の不均衡を是正するため、同一の利用日の申込みが重複し、団体用の受付人数を超えた場合は、団体利用の利用回数の少ない団体に優先して利用させることができる。

### (遵守事項)

- 8 団体利用によりひろばを利用する団体は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 子ども達を管理監督する引率者が同行すること。

(2) ひろばを利用中に生じたごみ及び廃棄物については、必ず持ち帰ること。

(3) ひろばの利用中は、特にマナーに注意し、他の利用者の迷惑をかけないようにすること。

(4) ひろば内の所定の場所で飲み物を摂取するほか、ひろば内で飲食しないこと。

### (その他)

- 9 この要領に定めるもののほか、ひろばの団体利用に必要な事項は、市長が定める。

### (附 則)

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

### (附 則)

この要領は、平成25年4月30日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。